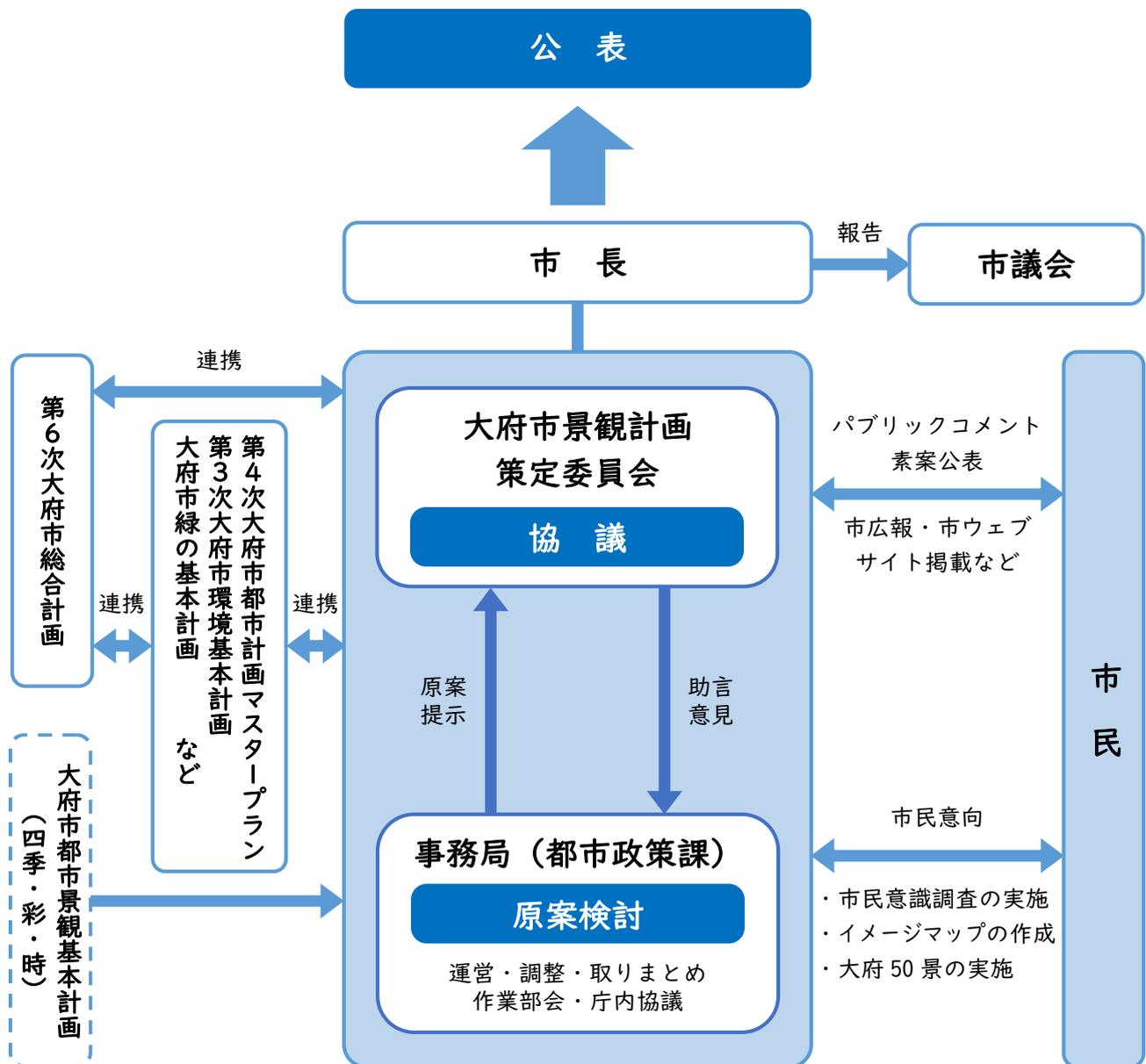


# 資料編

## I 計画の策定体制

- ◆本計画は、事務局（都市政策課）にて原案を検討し、景観を含む都市計画に関する学識経験者、市民、各種団体代表及び関係行政職員により構成する「大府市景観計画策定委員会」の意見、助言を踏まえて策定
- ◆市民意識調査の実施、イメージマップの作成、大府 50 景の実施、パブリックコメントの実施により、市民意見を反映



平成5年  
(1993年)  
3月策定

## 2 計画の策定経過

年	月	市議会	策定委員会	作業部会など	その他
令和2年 (2020年)	7月				原案検討開始
	8月				8月4日～9月4日
	9月				市民意識調査
	10月			15日 第1回開催	
	11月		25日 第1回開催		25日 イメージマップ作成
	12月				6日、24日 イメージマップ作成
令和3年 (2021年)	1月				
	2月			2日 第2回開催 12日 庁内協議	1日～28日 大府50景募集 16日、19日 イメージマップ作成
	3月		15日 第2回開催		
	4月			28日 庁内協議	
	5月		24日 第3回開催	11日 庁内協議 19日 庁内協議	
	6月			6月17日～7月8日	
	7月			庁内照会・協議 7月27日 庁内協議	
	8月			11日 庁内協議 18日 庁内協議	
	9月		29日 第4回開催		4日～13日 大府50景パネル展示
	10月				
	11月		15日 書面開催		
	12月	10日 建設産業委員協議会 17日 全員協議会			
	令和4年 (2022年)	1月			
2月			10日 第5回開催		パブリックコメント
3月					公表

### 3 大府市景観計画策定委員会

#### 3-1 大府市景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の良好な景観の形成や保全に関する基本的な方針を定める計画として、大府市景観計画を策定するため、大府市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大府市景観計画の策定に関すること。
- (2) その他大府市景観計画を策定するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は、市長が行う。

2 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会の設置等)

第6条 委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、委員会から付託された事項について調査、研究及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。

3 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織する。

4 部会長は都市計画課長を、副部会長は都市計画課主幹をもって充て、部会員は職員のうちから部会長が指名する。

5 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(作業部会の会議)

第7条 作業部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。

2 部会長は、作業部会の会議において必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

### 3-2 大府市景観計画策定委員会委員名簿（敬称略）

#### 策定委員会

役職	氏名	所属など	備考
委員長	瀬口 哲夫	名古屋市立大学 名誉教授	学識経験者
副委員長	中村 直也	大府市観光協会	
委員	神谷 優	愛知建築士会半田支部	
	竹田 隆憲	大府商工会議所青年部	
	鷹羽 伸行	あいち知多農業協同組合青年部	
	水谷 克也	大府市緑化推進委員会	
	本部 はる香	大府市歴史民俗資料館	
	伊藤 彰英	公募	
	鈴置 文枝	公募	
オブザーバー	稲吉 豊治	愛知県 公園緑地課	(令和2年度)小嶋 幸則

#### 作業部会（令和2年度のみ）

	氏名	所属	備考
部会長	深谷 一紀	都市計画課長	
副部会長	水野 伸也	都市計画課 主幹	
部会員	鈴木 康幸	企画政策課 企画係長	
	植木 孝	環境課 環境保全係長	
	山本 貴之	文化振興課 文化振興係長	
	川出 陽一	都市計画課 にぎわい創出係長	
	深谷 紀文	緑花公園課 緑花公園係長	
	鈴置 弘	土木課 道路建設係長	
	林 直正	建設管理課 交通防犯施設係長	
	清水 良	建築住宅課 建築指導係長	
	安森 昌子	農政課 農業振興係長	
	原田 亮男	商工労政課 商業観光係長	
	神島 宏一	雨水対策課 治水係長	
	久保田美穂子	健康都市推進課 健康都市推進係長	

#### 事務局

氏名	所属	備考
伊藤 宏和	都市整備部長	(令和2年度) 部長 近藤 重基 課長 深谷 一紀 主幹 水野 伸也 係長 久野 建史 技師 今村 朋子 主事 小林 慎之介
松浦 元彦	都市整備部 担当部長	
福島 智宏	都市政策課長	
川出 陽一	都市政策課 計画地域交通係長	
神田 昌則	都市政策課 計画地域交通係 主任	
小林 慎之介	都市政策課 計画地域交通係 主事	

### 3-3 大府市景観計画策定委員会及び作業部会の経過

#### 策定委員会

日 程	名 称	議 事
令和2年(2020年) 11月25日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 景観計画について</li> <li>■ 大府市の景観イメージについて</li> <li>■ 前身計画の概要について</li> <li>■ 市民意識調査について</li> <li>■ 計画策定にあたっての基本的な考え方について</li> </ul>
令和3年(2021年) 3月15日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 景観特性の整理について</li> <li>■ 景観に関する市民意識について</li> <li>■ 景観特性と市民意識からみた課題について</li> <li>■ 基本方針について</li> </ul>
令和3年(2021年) 5月24日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 景観形成の基本理念について</li> <li>■ 景観形成の基本方針について</li> <li>■ 景観形成施策について</li> <li>■ 地区景観形成計画について</li> </ul>
令和3年(2021年) 9月29日	第4回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大府市景観計画(案)について</li> </ul>
令和3年(2021年) 11月15日	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大府市景観計画(案)について</li> </ul>
令和4年(2022年) 2月10日	第5回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ パブリックコメント実施結果について</li> <li>■ 大府市景観計画について</li> </ul>

#### 作業部会(令和2年度のみ)

日 程	名 称	議 事
令和2年(2020年) 10月15日	第1回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 景観計画について</li> <li>■ 大府市の景観イメージについて</li> <li>■ 前身計画の概要について</li> <li>■ 市民意識調査について</li> <li>■ 計画策定にあたっての基本的な考え方について</li> </ul>
令和3年(2021年) 2月2日	第2回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 景観特性の整理と課題について</li> <li>■ 基本方針について</li> <li>■ 景観計画における公共施設の位置付けについて</li> </ul>

## 4 市民意識調査

項目	内容
調査目的	市民が日頃の生活の中で感じていることや、取り組んでいる活動などの把握
調査対象	大府市在住の18歳以上の方
配布数	3,000通
調査方法	調査対象者の中から無作為に抽出し、郵送により調査票を配布・回収
調査期間	令和2年(2020年)8月4日(火)～9月4日(金)
調査項目	景観に関わる項目 ・食育について ・自然環境について ・運動などの取組について ・景観について ・緑道・ウォーキングコースについて ・緑化について
回収結果	有効回答数：1,375票／有効回収率：45.8%

## 5 イメージマップ

項目	内容
作成目的	市民が思い描く本市(あるいは自分の住む地域)のイメージから、本市の景観特性を把握
作成対象	大府市景観計画策定委員会、神田コミュニティ、共和駅周辺まちづくり委員会、大府市都市計画審議会及び大府駅周辺まちづくり検討会議の出席者
作成人数	54人
作成方法	本市(あるいは自分の住む地域)を知らない人に、本市(あるいは自分の住む地域)を説明するための簡単な地図を、自分の記憶だけを頼りに5～10分程度で作成
作成時期	令和2年(2020年)11月25日(水)、12月6日(日)、12月24日(木) 令和3年(2021年)2月16日(火)、2月19日(金)

## 6 大府 50 景

項 目	内 容
募集目的	市民の景観意識の向上を目的として募集し、市民が感じている本市の景観要素を把握
応募方法	本市ウェブサイトの入力フォーム、または応募用紙に記入して投函
対象風景	誰でも見ることができる風景 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑や水辺など、やすらぎを感じる風景</li> <li>・ 本市の歴史を感じる風景</li> <li>・ 住む人の温かい生活の雰囲気を感じる風景</li> <li>・ 建物や町並み、眺望などに魅力を感じる風景</li> <li>・ その他「いいなあ」と感じる風景</li> </ul>
募集期間	令和3年（2021年）2月1日（月）～28日（日）
募集結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募人数 146 人</li> <li>・ 応募総数 592 件</li> </ul> 合計 71 枚の写真を「大府 50 景」のスポットとして選び、広報おおぶや本市ウェブサイトで紹介するとともに、大府市役所でパネル展示を実施 （令和3年（2021年）9月4日（土）～13日（月））

## 7 パブリックコメント

項 目	内 容
実施期間	令和4年（2022年）1月5日（水）～2月5日（土）
閲覧場所	都市政策課窓口・各公民館・ミュージアムがせ・市ウェブサイト
提出方法	郵送・FAX・メールなど
募集結果	1名4件

## 8 用語解説

あ行	
アグリツーリズム	都市に居住している人などが農場や農村で休暇・余暇を過ごすこと。
アサギマダラ	マダラチョウ科に属する前翅（し）長40～60mmのチョウ。 春の北上、秋の南下を繰り返す「渡り」をするチョウとして知られており、夏から秋にかけてフジバカマなどのキク科の植物の花に集まり、吸蜜する様子を見ることができるとのこと。
アダプトプログラム	住民が公共施設（公園や歩道など）をわが子のように愛情をもって面倒をみるボランティア活動のこと。 ごみ拾いや樹木への水やり、除草などを行う。
生垣設置補助制度	緑のまちづくりを推進するため、新たに生垣を設置する際に設置にかかる費用の一部を助成する制度。
インフラ	道路、鉄道、公園、上下水道、河川など、生活や経済活動の基盤を形成する施設の総称。
ウェルネスバレー	「あいち健康の森」とその周辺エリアを指し、健康長寿分野において全国でも有数の集積地。 国立長寿医療研究センターやあいち健康プラザをはじめ、健康・医療・福祉に関する施設が多数立地している。本市と東浦町では、この地域に健康長寿に関する一大交流拠点を創るための検討を進め、平成21年（2009年）3月に具体的な施策や土地利用の方針を取りまとめた「ウェルネスバレー基本計画書」を策定した。
屋外広告物	常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるはり紙、はり札、立看板、広告板、広告塔などの一定の観念、イメージを伝達するもの。

か行	
緩衝帯	工場などの周辺地域における環境を保全するため、騒音、振動などによる環境の悪化の防止上必要な緑地帯などのこと。
既存ストック	これまでに整備された都市基盤施設、建築物などの蓄積。
QRコード	株式会社デンソーウェーブが開発した平面（2次元）バーコード。
グリーンカーテン	ゴーヤなどのつる性植物を日の差し込む窓の外側に植え付けて、カーテン状に育てたもの。
景観10年、風景100年、風土1000年	景観づくりには10年はかかり、そこから残っていくものが風景となり、それには100年かかる。その風景が時間を経過して、地域の人々の心に刻まれて定着し、風土や文化となるまでに1000年はかかるとされる。
原風景	原体験におけるイメージで、風景のかたちを取っているもの。
工場立地法	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施するとともに、準則などを公表し、これらに基づく勧告、命令などを行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律。

さ行	
持続可能な開発目標 (SDGs)	平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年 (2030 年) までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。 17 の目標、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
シティブランディング	まちの価値を高めるためのさまざまな活動。
視点場	景観を眺める場所。
シビックガーデンコンテスト	まちに緑や花を飾り、まち全体が市民の庭 (シビックガーデン) となることを目指したコンテスト。 一般 (家庭緑花) の部、一般 (共同花壇) の部、マスター (家庭緑花) の部、マスター (共同花壇) の部がある。
シビックプライド	都市に対する市民の誇り。
市の木・市の花	市指定の木と花のこと。 市の木としてクロガネモチとサクラ、市の花としてクチナシとツツジが指定されている。
親水空間	水や川に触れることで、水や川に対する親しみを深めることができる場所。
スカイライン	空を背景として、山の稜線や建物の連なりなどのシルエットが描く輪郭線。
生物多様性	生き物の個性とつながりを表す言葉。 森林、里地里山、河川などの生態系の多様性、動物から細菌などの微生物に至る種の多様性、同じ種でも異なる遺伝子を持つという遺伝子の多様性の 3 つのレベルの多様性がある。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域をいう。市街化調整区域内では、自治体が地域の実情に応じて区域、用途を定める場合を除き、原則として農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は許可されないものとされている。
社そう林	神社の境内地を囲うように密生している林地。「鎮守の森」とも呼ばれる。神社は移転や開発により滅失することが比較的少ないため、都市化が進む中、近代以前からの景観が残されている場合が多い。
樹林地	当該土地の大部分について樹木が生育している一団の土地。 樹林には竹林も含まれる。
セラピー	薬や手術に頼らない治療や療法。
総合計画	市政運営の総合的かつ長期的な指針。 その将来都市像を市民と共有することが、持続可能なまちづくりには重要な要素となる。

た行	
地区計画	無秩序な開発を防止し、その地区の特性にふさわしい良好な環境の形成・保全を図るため、その地区における建築物の細かい規制、道路や公園の位置などを定めるもの。
知的好奇心	知性が感じられる物事に対する関心。
眺望景観	遠くを見渡し、眺めを望むことができる景観。
眺望点	開けた眺めを望むことができる場所。
鎮守の森	神社に付随して参道や拜所を囲むように設定、維持されている森林。
都市計画 マスタープラン	市町村が創意工夫のもと、住民の意見を反映しながら、市町村自らが定める都市計画の基本的な方針を定めたもの。
都市近郊農業	都市の近く（近郊）で農作物を生産することで、輸送費用をあまりかけずに、鮮度の高い農作物を消費地に届けられるといった利点を活かした農業。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行なわれる、土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更に関する事業。

は行	
ハード整備	道路や建築物、設備など主に施設に関する整備。
ビスタ	特に両側に並木・山などのある細長い通景や見通し。
樋門	川や排水路の堤防を交差するトンネルのこと。 主な役割として、大きな川から逆流する水を止める役割を果たす。
俯瞰（ふかん）	高い所から見下ろすこと。
フジバカマ	秋の七草の一つで、万葉の時代から人々に親しまれてきた植物で、夏の終わりから秋の初めに花を咲かせる多年草。 10月頃には、長距離移動する大型蝶のアサギマダラが飛来し、吸蜜する様子を見ることができる。
ふるさとガイド おおぶ	市民や観光客に本市の魅力を伝える観光ボランティアガイド。 ガイド自身の生きがいや健康づくりの推進を目的として、平成26年（2014年）3月に設立。
ポケットパーク	道路付帯地や住宅開発などで提供された街角の小さな公園。
保全地区・保存樹林	大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、緑の保全または自然を保護するため、市が指定する地区や樹木。

ま行	
緑の基本計画	都市緑地法第4条に基づき、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。
無電柱化	道路上から電柱・電線をなくすこと。 「防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」が実現できる。

や行	
用途地域	機能的な都市活動と良好な都市環境の保護を目的に、住居・商業・工業などの都市の諸機能を適切に配分するための、土地利用上の区分を行うもの。 用途や形態、密度などの規制を通して、目的にあった建築物を誘導することを目的に指定する。

ら行	
ライフスタイル	生活の様式や営み方。
ランドマーク	都市景観や田園風景において、目印や象徴となる対象物。 歴史的、文化的に価値のある建造物、記念物、特徴的な自然物など。
緑道	歩行者や自転車の通行のため、河川沿いなどで自然に親しめるよう整備された道。

## 大府市景観計画

発行

大府市

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地

TEL.0562-47-2111(代表)

<https://www.city.obu.aichi.jp/>

編集

大府市 都市整備部 都市政策課

【表紙の写真】

今



桃山公園の風車モニュメント

【裏表紙の写真】

昔



桃山の風車

大正～昭和初期  
(1910年代～1930年代)

